

**平成30年度
山元町任期付職員
採用試験(市町合同試験)案内
【事務(税務)・事務(その他)
・土木・農業土木】**

山元町では、「単なる復興に止まらない創造的な町の復興」の実現に向け、現在、職員一丸となって各種復興関連事業に取り組んでいます。

このたび、復旧・復興に係る一時的な事業量の増嵩に対応するため、任期の定めのある任期付職員を募集します。

専門知識や実務経験を有し、即戦力として町の復旧・復興にご尽力いただける方のご応募をお待ちしています。

◆申込受付期間 平成30年9月14日(金)～10月19日(金)

1 募集職種、採用予定人員及び職務概要

職種	採用予定人員	職務概要
事務(税務)	3名程度	税務に関する事務的専門的業務に従事しますが、行政事務等にも従事します。
事務(その他)	3名程度	行政事務に従事します。
土木	5名程度	公園・道路・下水道・農業施設・漁港施設・河川等の建設・改修工事の設計積算・監督、市街地開発事業その他の都市計画に関する業務、施設の維持管理等の専門業務に従事しますが、行政事務等にも従事します。
農業土木	1名程度	沿岸部農地の復旧・復興工事及び非農用地の整備に係る施工調整、農地整備事業の換地業務に従事しますが、行政事務等にも従事します。

※採用予定人員については、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

2 任用期間

採用予定日(平成31年1月1日以降)から平成32年3月31日まで

※業務状況等により、採用日から5年以内の範囲で任期を更新することがあります。

※「山元町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年山元町条例第24号)」に基づき採用します。

3 受験資格

次の(1)の要件を有し、(2)の欠格条項のいずれにも該当しない者。

(1) 資格・免許等

職種	資格・免許等
事務(税務)	次のいずれにも該当する者(①、②の両方に該当する者) ① 学校教育法による大学(大学院・短大を含む)、高等学校、高等専門学校、専修学校を卒業・修了した者 ② 行政機関における正規の職員として、資産税賦課又は市民税賦課業務又は各種税徴収業務などの業務経験が直近10年(平成20年9月1日～平成30年8月31日)中に2年以上有する者
事務(その他)	次のいずれにも該当する者(①、②の両方に該当する者) ① 学校教育法による大学(大学院・短大を含む)、高等学校、高等専門学校、専修学校を卒業・修了した者 ② 行政機関における正規の職員としての業務経験が直近10年(平成20年9月1日～平成30年8月31日)中に2年以上有する者
土木	次のいずれにも該当する者(①、②の両方に該当する者) ① 学校教育法による大学(大学院・短大を含む)、高等学校、高等専門学校、専修学校において、土木に関する学科を専攻して卒業・修了した者 ② 行政機関や民間企業等における正規の職員として、次のいずれかの職務経験を直近10年(平成20年9月1日～平成30年8月31日)中に2年以上有する者 ア. 道路、河川、上下水道等の土木工事の設計・施工管理 イ. 市街地開発事業その他の都市計画に関する土木に係る計画業務
農業土木	次のいずれにも該当する者(①、②の両方に該当する者) ① 学校教育法による大学(大学院・短大を含む)、高等学校、高等専門学校、専修学校を卒業・修了した者 ② 行政機関や民間企業等の職員における正規の職員として、農業土木や換地処分関連業務などの職務経験を直近10年(平成20年9月1日～平成30年8月31日)中に2年以上有する者

【留意事項】

- ① 職務経験とは、週35時間以上の勤務を1年以上継続して勤務した経験が該当します。
- ② 行政機関や民間企業等とは、国や地方公共団体などの行政機関、行政機関と密接な公的な機関(公益的法人、財団法人、独立行政法人、公団等)、公的な機関に属さない民間企業等を指します。
- ③ 正規の職員とは、行政機関や民間企業等において、週35時間以上の勤務を1年以上継続して勤務した経験(アルバイト、臨時職員を除く)を持つ者が該当します。
 なお、休業等(傷病休暇、育児休業等)のために業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その期間は通算できません。ただし、当該休業等に引き続く前後の勤務期間は職務経験に通算できます。
- ④ 複数の職務経験がある場合は通算することができますが、同一期間に複数箇所勤務した場合は、通算できるのはいずれか一つの職務経験のみです。
- ⑤ JICA(独立行政法人国際協力機構)が実施する青年海外協力隊等における奉仕活動、又は山元町長がこれに準ずると認める国際貢献活動で、1年以上継続した活動も職務経験とみなします。(訓練、

研修その他の準備行為の期間は除きます)この場合、週当たりの従事時間は問いません。

- ⑥ 合格発表後に職務経歴期間の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。
- ⑦ 受験資格を満たしていない等、申込書に事実と異なる記載をした場合は、合格を取り消すことがあります。

(2) 次のいずれにも該当しない者

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む)
- ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 山元町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験区分・試験科目・試験日時・試験会場

試験区分	試験科目	対象者	会場	備考
第1次試験	・職務経歴審査 ・作文審査	受験申込者 全員	申込時に提出された書類による選考	
第2次試験	・面接試験	第1次試験 合格者	仙台市内・東京都内 名古屋市内 ※会場の詳細等は別途通知	11月10日(土) 11月11日(日) ※時間等詳細は別途通知

5 試験内容

試験科目	内容
第1次試験 職務経歴審査 作文審査	提出された職務経歴書、作文等により、職務経歴の有無、業務遂行に必要な知識・経歴・適性等についての審査 ■作文の指定課題 「あなたのこれまでの経歴や専門知識をどう山元町の復興創生に向けて生かそうと考えているか」 ■これまでに従事した業務の概要
第2次試験 面接試験	公務員としての適格性について個別面接

6 受験申込手続き

受付期間	平成30年9月14日(金)から10月19日(金)まで ※持参による受付は、月曜日から金曜日まで(祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分までとします。 ※郵送の場合は、10月19日(金)上記時間内到着分に限り受け付けます。
申込先	山元町総務課 人事班あて 〒989-2292 巨理郡山元町浅生原字作田山32 ☎0223-37-1111(内線209)

申込書類	<p>○平成30年度山元町任期付職員採用試験(市町合同試験)受験申込書</p> <p>○平成30年度山元町任期付職員採用試験(市町合同試験)職務経歴書</p> <p>○課題作文</p> <p>○これまでに従事した業務の概要</p> <p>○保有資格を証明する書類の写し</p> <p>○宛先を明記し82円切手を貼った長型3号の返信用封筒(第1次試験の合否通知・受験票交付用)を同封してください。</p>
申込方法	<p>申込みは、持参又は郵送によるものとし、封筒の表に「山元町任期付職員採用試験受験申込」と朱書きするとともに、封筒の裏には氏名・住所を記入してください。</p> <p>なお、郵送する場合には、特定記録郵便、簡易書留郵便等の確実な方法により郵送してください。</p>

※受験申込書等の請求について

受験申込書及び職務経歴書の様式は、山元町役場総務課(人事班)で配付するとともに山元町ホームページ(<http://www.town.yamamoto.miyagi.jp/>)からもダウンロードできます。

郵送で請求する場合は、封筒の表に「山元町任期付職員採用試験申込書請求」と朱書きするとともに、封筒の裏には氏名、住所、連絡先を記入してください。また、宛先を明記のうえ、120円切手を貼った角2号の返信用封筒(A4版が入る大きさ)を必ず同封してください。

7 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者の発表は、平成30年10月下旬に、最終合格者の発表については、平成30年11月下旬の予定です。合否の通知は、受験者全員に郵送するほか、合格者については、役場及び坂元支所前の掲示場に掲示するとともに町ホームページに掲載します。

(2) 合格者は、任用候補者名簿に登録され、その中から採用者が決定されます。したがって、合格者全員が採用されるとは限りませんので注意してください。

なお、採用日までに公務員として適格性を欠く事由があった場合には、採用内定を取り消すことがあります。

8 給与及び勤務条件等

給 与	給料月額	資格、学歴、職務経験年数等によって異なり、1級187,300円から4級274,200円の間で決定されます。ただし、昇給はありません。
	その他手当	期末勤勉手当(賞与)、通勤手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、退職手当など、要件に則して支給されます。 ※住居の貸与はありません。
勤務条件等	勤務時間	原則として、月曜日から金曜日まで、午前8時30分から午後5時15分までとなります(1週間あたり38時間45分)。ただし、勤務場所によって異なる場合があります。
	休暇	1年間に20日の年次有給休暇や特別休暇、病気休暇などがあります。
	保険	宮城県市町村職員共済組合の保険に加入となります。

※ 任用期間中は、地方公務員として、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、現在、企業等に在職中の方が採用となる場合は、退職していただくこととなります。